

五泉市農業委員会

令和6年 第10回 定例総会議事録

会議開催 令和6年10月31日(木) 午後2時00分
場 所 五泉市福祉会館 3階 大会議室

出席委員(19人)

1 番 大湊 弘明	2 番 渡辺 清滋
3 番 今井 聡	4 番 亀山 公子
5 番 大槻 彰吉	6 番 高橋 喜美子
7 番 川村 孝雄	8 番 林 毅
9 番 権平 孝男	10 番 金子 信行
11 番 小泉 和吉	12 番 長谷川 亘
13 番 渡邊 利雄	14 番 羽賀 隆
15 番 (欠席)	16 番 樋口 勝俊
17 番 酒井 美奈子	18 番 加藤 健一
19 番 松尾 タカ子	

欠席委員

15 番 阿部 伸由

関係説明者

局 長	松尾 直幸	次 長	渡辺 純子
村松事務所長	本間 泰巳	係 長	阿部 隆
主 査	藤田 剛		

日 程

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 総会成立宣言
4. 会期日程
5. 議事録署名委員の指名
6. 農地パトロールの報告
7. 議 件
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地転用事業変更承認申請について
 - 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農

地利用集積計画について

8. 報告事項

報告第1号 農用地利用集積等促進計画（移転）について

報告第2号 農業委員及び農地利用最適化推進委員の応募状況について

報告第3号 農地利用最適化推進委員候補者評価委員会について

1 開会

司 会 それでは、ご案内の時刻となりましたので、ただいまから、令和6年第10回定例総会を開催いたします。

松尾会長からごあいさつをいただき、その後は、五泉市農業委員会会議規則第4条によりまして、議長として会の進行をお願い致します。

2 会長あいさつ

松尾会長 （あいさつ）

3 総会成立宣言

議 長 それでは、ただいまから、令和6年第10回総会を開会いたします。

ただいまの出席委員数は、19人中18人で、定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを宣言します。なお、15番・阿部伸由 委員から欠席の通告がありましたので、報告いたします。

4 会期の日程について

議 長 次に、日程4、会期の日程についてであります。本日1日限りとし、議事日程につきましては、お手元に配布の日程のとおりとすることで、ご異議ございませんか。

（「異議無し」の声あり）

議 長 ご異議無しということで、左様決定いたします。

5 議事録署名委員及び記録員の指名について

議 長 次に、日程5、議事録署名委員及び記録員の指名についてであります。

五泉市農業委員会会議規則第13条の規定により作成します、議事録の署名委員の指名について、議長にご一任いただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議無し」の声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。それでは、議事録署名委員は、11番・小泉和吉 委員、12番・長谷川亘 委員 にお願いします。また、議事録の記録員は、事務局・阿部係長にお願いします。

6 農地パトロールの報告

議 長 次、日程6、農地パトロールの報告であります。
調査班の班長、12番・長谷川亘 委員から、報告をお願いします。

調査班長（長谷川亘 委員）

はい議長。議席番号12番、現地調査班 長谷川です。優良農地の保全と確保、無断転用の防止として10月の農地パトロールを実施しました。

本日9時30分から私ほか、今井 委員、齋藤 推進委員、渡邊 推進委員、事務局の本間所長、阿部係長で管内を見て参りました。五泉地区では、橋田、論瀬、大蔵、村松地区では、川内、新屋、刈羽 等を見て参りましたが、違反転用等の状況が見受けられなかったことを報告いたします。

議 長 ただいまの報告について、ご質問等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議 長 無ければ、報告のとおりとします。

7 議件 / 議第1号

議 長 続きまして、日程7、議件の審議に入ります。
最初に、「議第1号・農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい、議長。説明いたします。

今回の農地法第3条の規定による許可申請は、総数2件で、売買が1件、贈与が1件となります。

個人情報や金額等については、あらかじめお送りした議案書をご確認いただくこととしまして、審査基準の項目について適合しているかなど、検討結果を中心に説明いたします。

3 ページをご覧ください。番号1番は、売買の案件となります。譲渡人の経営規模縮小のため、田1筆、面積18㎡を議案書記載の金額で売買するものです。売買面積が極めて小さな農地ですが、こちらは、令和6年7月総会において周辺の農地の売買を許可しており、その際に残った1筆について、今回、追加で申請があったものです。

5 ページの審査表をご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

3 ページに戻っていただき、番号 2 番は、贈与の案件です。

譲受人の経営規模縮小のため、田 1 筆、面積 378 m²を近隣に住む知人に贈与するものです。

6 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（長谷川 亘 委員）

はい議長。説明いたします。

番号 1 番は川内地内の田、番号 2 番は橋田地内の田でありました。特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第 1 号・農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議 長 挙手全員でありますので、「議第 1 号・農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

7 議件 ／ 議第 2 号

議 長 続きまして、「議第 2 号・農地転用事業計画変更承認申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地転用事業計画の変更承認申請は、総数 1 件で、期間の変更が 1 件であります。

9 ページをご覧ください。番号 1 番は砂利採取のため令和 5 年に一時転用許可を受

けておりましたが、許可期間内に一時的に需要が減少する時期があり、期間内に事業を終了することができなかったため、期間を延長するものであります。

以上、ご審議のうえ、ご承認いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（長谷川亘 委員）

はい議長。説明いたします。

番号 1 番は大蔵地内の一時転用中の田でありました。

特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第 2 号・農地転用事業計画変更承認申請について」は、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議 長 挙手全員でありますので、「議第 2 号・農地転用事業計画変更承認申請について」は、原案のとおり決定されました。

7 議件 / 議第 3 号

議 長 続きまして、「議第 3 号・農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題いたします。事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地法第 4 条の規定による許可申請は、総数 1 件であります。

21 ページをご覧ください。番号 1 番は、新屋地内の登記地目畑 1 筆、面積 449 m²を個人住宅建築敷地とする永久転用です。

29 ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「カ-（ア）」であります。申請地は、新屋地内の農地で、第 1 種にも第 3 種にも該当しない第 2 種農地と判定されます。農地の広がり 10ha 未満の地域で、中山間地域に存在

する生産性の低い農地であり、周辺の農地への影響も少ないと考えられるため、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

以上、ご審議のうえ、ご決定くださるようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（長谷川亘 委員）

はい議長。説明いたします。

番号 1 番は新屋地内の休耕畑でありました。

特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第 3 号・農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議 長 挙手全員でありますので、「議第 3 号・農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

7 議件 ／ 議第 4 号

議 長 続きまして、「議第 4 号・農地法第 18 条第 1 項の規定による賃貸借の解除許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

本間所長 はい、議長。

議 長 本間所長。

本間所長 はい議長。説明をいたします。

31 ページをご覧ください。

はじめに、「農地法第 18 条第 1 項の規定による賃貸借の解除」についてご説明いたします。通常、農地の貸借契約を終了する場合の手続きは、両者の合意に基づいて「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約」が行われます。

これに対して、今回の議案である「農地法第 18 条第 1 項の規定による解除」は、貸し手または借り手のどちらかが一方的に契約を終了しようとする場合に行う手続きで

す。こちらは、賃料の不払いや農地の管理が極めて悪いなど、正当な事由がある場合に限り認められるもので、合意解約とは異なり総会での議決を必要とします。

それでは、議案の説明をいたします。

33 ページをご覧ください。今回の解除申請は総数 3 件です。

番号 1 番から番号 5 番はひとつの案件です。譲渡人からの申請です。こちらは農地中間管理事業による契約のため、申請者である譲渡人は農地の所有者ではなく、間に入っている新潟県農林公社となります。

譲受人が亡くなり、契約を履行することができなくなったものの、相続人がいないために合意による解約ができないことから、譲渡人から解除の申請があったものです。

申請書は 39 ページに記載のとおりです。

続きまして、36 ページをご覧ください。番号 6 番は譲渡人からの申請です。こちらは農業経営基盤強化促進法に基づく契約ですので、申請者である譲渡人は所有者となります。

譲受人が亡くなり、契約を履行することができなくなったものの、相続人がいないために合意による解約ができないことから、譲渡人から解除の申請があったものです。

申請書は 43 ページに記載のとおりです。

続きまして、37 ページをご覧ください。番号 7 番は、譲渡人からの申請です。

譲受人が亡くなり、契約を履行することができなくなったものの、相続人がいないために合意による解約ができないことから、譲渡人から解除の申請があったものです。

申請書は 47 ページに記載のとおりです。

以上、番号 1 番から番号 7 番まで、契約の相手方である譲受人が存在しないという状況であり「正当な事由」に該当するため、この契約を解除することはやむを得ないと事務局では判断しております。なお、契約解除後の農地ですが、次の譲受人が決まり次第、改めて貸借契約を行う予定となっております。

以上、ご審議のうえ、ご決定くださるようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

小泉和吉 委員 はい。

議 長 小泉委員。

小泉和吉 委員

議席番号 11 番、小泉です。本人が死亡し相続人がいないということで新潟県農林公社からの申請ですが、金の場合は新潟県農林公社と契約し小作料は公社の方へ納める訳ですか。

議 長 事務局。

本間所長 はい、お答えします。今回の契約については、亡くなった賃借人と農林公社との契

約となりますので、本人が亡くなって耕作ができない状況でありますので、公社への賃料の支払いは発生しないことになります。

小泉和吉 委員

小作料は発生しないということですか。

本間所長 今回解除する賃借人と農林公社との契約については、賃借人が亡くなっていて相続人がいないために支払い自体ができないので解除の手続きを農林公社から申請があったということになります。

小泉和吉 委員

解除するということは、今後どうなるんですか。

本間所長 これまで耕作権が賃借人にあったものを解除をして、次に耕作される方と農林公社が契約することとなります。

小泉和吉 委員

今回の農地は本人名義ではない訳ですよ。相続人がいないのだから。

本間所長 土地については、議案書にも記載のとおり賃借人の父親が登記上の所有者になっているものと、別の方が所有していて賃借人が耕作していたものについて解除となります。

小泉和吉 委員

いま耕作しているものも見受けられるけど、誰と契約するんですか。今後どうなるんですか。

本間所長 いま作業委託で耕作している農地があれば、それは契約ではなくて作業委託で耕作されていると考えております。

小泉和吉 委員

契約の終了が令和 22 年とありますが、根拠はあるんですか。

本間所長 こちらの契約については五箇の圃場整備にかかる場所になります。基盤整備に当たる農地については補助金の関係もあって 15 年以上の中間管理の契約が必要ということで、昨年度に余裕を見て 17 年の契約を行っています。これを今回解除をすることになります。

小泉和吉 委員

本人がいなくなると、今後は誰と農林公社が契約するんですか。農林公社の持ち

物になるんですか。

本間所長 賃借人の父親の所有地については、推定相続人についてはお子さんが他にもいらっしゃるということで、その方が契約者になるかと思います。

小泉和吉 委員
分かりました。

議 長 他にありませんか。

大槻彰吉 委員 はい。

議 長 大槻委員。

大槻彰吉 委員
関連と言いますか、賃貸料が発生しないという説明がありましたけど、農林公社の方は分かりましたし良いんですが、その他に基盤法の契約について二人の方がいらっしゃいますが、この今年の分の賃貸料は発生しないということなんですか。

議 長 本間所長。

本間所長 お答えします。所有者と農林公社の契約については、当面生きている契約については公社から所有者に対しての賃借料の支払いは通常通り支払いされることになります。契約が、所有者と公社の契約があって、公社と賃借人の契約があるんですけど、今回提案したのは公社と賃借人との契約を解除しますよという契約です。所有者と公社との契約は有効のままですので、契約通りの賃料が支払われることになります。

大槻彰吉 委員
例えば来年新しい賃借人が決まりましたと、それで2年分未納分があるので2年分くださいということになれば誰も契約しませんよね。どうなんですか。農林公社が一方的に払っていることですか、しばらくの間は。

本間所長 解除した場合、公社については賃借人から貰えないということになります。ただ所有者と公社の契約は続いていますので、契約通り公社から所有者への支払いはされることとなります。

阿部係長 あ、賃借人から公社が貰うべきお金を、次の賃借人に行くのかという話なんです、それはいいです。全く別の契約となります。

大槻彰吉 委員

それは、賃借人が見つかるまでは、公社が毎年払い続けるということが発生するんですか。

阿部係長 それぞれに対して契約を結びますので、所有者に対しては必ず賃料を払うし賃借人からはその分を頂戴する訳ですけど、取りっぱぐれるという言葉は悪いですけども、請求しても貰えない状況の場合は、公社がそのリスクを負担するということになります。

大槻彰吉 委員

そうすると、公社は払い続ける債権を持っている訳だから、それを次の賃借人に負担が行かないこと願っていますし、そんなことはあり得ないので、その辺をよく公社に確認しておいてください。

議 長 他にございませんか。

権平孝男 委員 はい。

議 長 権平委員。

権平孝男 委員

9 番、権平です。47 ページの申請書の押印が見えません。そういうのを受け付けて良いんですか、議案書でしょ。他のは押してある。事務局はどう考えているんですか。

議 長 事務局。

本間所長 はい、お答えします。原本は押してあるんですけども、印刷の方がうまくなくて…。

権平孝男 委員

そんげなことあつかね。原本押してあってコピーして、消えるなんてあつかね。

(何事か問う声あり)

阿部係長 消えてる訳ではなくて、印刷で写らないということはあるんです。機械のやることですので、時々あります。ただ、押印してあることは我々事務局で間違いなく確認しております。

権平孝男 委員

でもそれを総会に出すってのはどうなの。はっきりしていないというのはおかしいろって。

議 長 事務局は、今後十二分に注意してください。ご意見ありがとうございます。
他にありませんか。

樋口勝俊 委員 はい。

議 長 樋口委員。

樋口勝俊 委員

16 番、樋口です。今回の賃借人が亡くなってから相当の期間が経っていると思いますが、どうして今になったのでしょうか。

議 長 事務局。

本間所長 はい。賃借人が亡くなってから時間が経っているというご指摘ですが、亡くなられてから賃借人のご兄弟の方から相談がありまして、次の耕作者にお願いしたいという話があったんですけども、農林公社との話し合いのなかで解約手続きについて、当初の兄弟の方との話のなかでは相続をする方がいらっしゃるということで、相続財産の代理人が指定するのではないかと話があったんです。

誰も相続する人がいない農地は弁護士さんとかが付いて、その方が決まった段階で合意解約をして新たな契約を結ぶという話をしていたんですが、その債権を処理する方がいらっしゃるということで、合意解約ができないのではないかと話が上がってきまして、その辺を農林公社との相談を続けていたんですけど合意解約ができないような話になった段階で、今回の解除の申請をしましょうと。時間はかかったんですけど、その辺は農林公社とご兄弟の方と相談をしながら進めていたために時間がかってしまったというのが現状であります。

議 長 よろしいですか。

樋口勝俊 委員

分かりました。

大槻彰吉 委員 はい。

議 長 大槻委員。

大槻彰吉 委員

先ほどの賃料の話ですが、議案の番号 6 番と 7 番の譲渡人は基盤法だから貰えないんだわね。公社の契約は出してくれるけど、こちらは個人の契約だから相手方がいないとなると貰えないって相談を受けてますか。

議 長 事務局。

本間所長 はい。番号6番と番号7番については基盤法による相対の契約になりますので、賃料は貰えないということになります。

(「今年の方は貰ってないということですか」の声あり)

本間所長 契約についてはこれから解除することになりますので。

大槻彰吉 委員
だから解約前の分は。

(「未払いということですね」の声あり)

本間所長 賃借人が亡くなっておりますので、賃料の支払いはされていないことになります。

議 長 ちょっと取り扱いが複雑な話ですね。

阿部係長 はい。

議 長 阿部係長。

阿部係長 ええと、中間管理事業については支払われると。そして基盤法については相対ですので、賃借人が亡くなってしまうと支払われない。相続人がいない訳ですので権利を受け継ぐ方がいないので支払われないということになります。

裏を返しますと、そういう状況なので所有者の方から申請で解除をします。そして速やかに次の方にボタンタッチをしたいというものであります。

権平孝男 委員 はい。

議 長 権平委員。

権平孝男 委員
ということは、この人は誰も受けられないんですか。補償は。

議 長 事務局。

本間所長 基盤法に関しては所有者の農地が対象となっているんですが、番号6番については本年度耕作されていないということで賃料も貰えないことになります。番号7番については契約とは別に作業委託の形で耕作してくださる方がいらっしゃると聞いており

ます。

権平孝男 委員

また細かい話で申し訳ないんですけど、43 ページの申請書の 4 番に「その相続人が全員死亡又は相続放棄」とありますが、どういう意味ですか。これはどちらかを消すべきではないですか。

議 長 事務局。

本間所長 まず相続放棄を、相続される方について相続放棄をするということで、相続される方がいないということで。誰も相続される方がいないという話があつて。例えば相続放棄をして相続権が親とか奥さんとか他のところに行くんですけども、それが亡くなっているということで、相続される方がいないということでこういう表記をしております。

議 長 いかがでしょうか。

権平孝男 委員

分かりました。

今井聡 委員 はい。

議 長 今井委員。

今井聡 委員

権平さんの意見であった申請書の 4 番のことですけど、これはこの文章で良いんですよ、きっと。要は、相続人が全員死亡、または相続放棄すると。これは全員が相続しませんよということで、後で誰か生きてたつてことにならない形で書いてあるんだと思います。

議 長 他にありませんか。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第 4 号・農地法第 18 条第 1 項の規定による賃貸借の解除許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「議第４号・農地法第１８条第１項の規定による賃貸借の解除許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

7 議件 / 議第５号（①あっせん審査委員会案件）

議 長 続きまして、「議第５号・農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。

はじめに、「あっせん審査委員会案件」についてお諮りします。事務局より説明をお願いします。

藤田主査 はい、議長。

議 長 藤田主査。

藤田主査 はい。議長説明いたします。

53 ページをご覧ください。今月は６件の申し出がありました。番号１番から番号６番の内容については、令和６年１０月１６日開催のあっせん審査委員会において審議し、あっせん登録者を審査し、近隣の状況等から妥当であるとの審査結果を得ています。

番号１番から番号４番は売買の案件です。

番号１番は、合計面積 2,450 ㎡。番号２番は、合計面積 3,670 ㎡。番号３番は、面積 1,014 ㎡。番号４番は、合計面積 8,280 ㎡。これらを議案書記載の金額で所有権移転するものです。

続きまして、55 ページからの番号５番と番号６番は、交換の案件です。

番号５番は、合計面積 2,042 ㎡。番号６番は、合計面積 2,042 ㎡。これらを耕作の便を図るため交換するものです。

また、これらの所有権移転の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議 長 無ければ、採決を行います。

「あっせん審査委員会案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議 長 挙手全員でありますので、「あっせん審査委員会案件」は、原案のとおり決定されま

した。

7 議件 / 議第5号(②通常案件)

議 長 続きまして、「通常案件」についてお諮りします。

この案件には委員が関係するものがありますので、そちらから先にお諮りします。

57 ページの番号1番は、関係 委員が関係しますので、議事参与の制限により退室してください。

(関係 委員 退室)

議 長 それでは、事務局より説明をお願いします。

藤田主査 はい、議長。

議 長 藤田主査。

藤田主査 はい。議長説明いたします。

57 ページをご覧ください。番号1番は、新規の利用権設定案件です。

番号1番は、合計面積6,571 m²。こちらを議案書記載の金額で貸し借りするものです。

これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の内容で適合します。第3項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」の番号1番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の番号1番は、原案のとおり決定されました。関係 委員は、入室してください。

(関係 委員 入室)

議 長 続きまして、「通常案件」の番号1番を除く案件について事務局より説明をお願いし

ます。

藤田主査 はい、議長。

議 長 藤田主査。

藤田主査 はい。議長説明いたします。

今月の通常案件は、先ほどご審議いただいたものを含め、14 件、その内、賃貸借の新規は 5 件、再設定は 9 件の申し出がございました。

57 ページからをご覧ください。番号 1 番を除く、番号 2 から番号 5 番は、新規の利用権設定案件です。

番号 2 番は、合計面積 6,159 m²。番号 3 番は、合計面積 2,385 m²。番号 4 番は、合計面積 19,307 m²。番号 5 番は、63 ページをご覧ください。合計面積 11,130 m²。それぞれを議案書記載の俵数で貸し借りするものです。

続きまして、番号 6 番から 69 ページの番号 14 番につきましては、利用権設定の再設定の案件です。それぞれを議案書記載の金額及び俵数で貸し借りするものです。

これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」の番号 1 番を除く案件は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の番号 1 番を除く案件は、原案のとおり決定されました。

7 議件 / 議第 5 号 (③農地中間管理事業案件)

議 長 続きまして、「農地中間管理事業案件」についてお諮りします。事務局より説明をお願いします。

藤田主査 はい、議長。

議 長 藤田主査。

藤田主査 はい。議長説明いたします。

議案書の 71 ページからをご覧ください。今月は 12 件の申し出がございました。

番号 1 番は、面積 890 m²。番号 2 番は、面積 1,021 m²。番号 3 番は、面積 1,021 m²。番号 4 番は、合計面積 2,042 m²。番号 5 番は、合計面積 2,663 m²。番号 6 番は、78 ページをご覧ください。合計面積 22,921.81 m²。番号 7 番は、合計面積 3,082 m²。番号 8 番は、合計面積 2,718 m²。番号 9 番は、面積 1,021 m²。番号 10 番は、合計面積 5,891 m²。番号 11 番は、82 ページをご覧ください。合計面積 8,159.18 m²。番号 12 番は、84 ページをご覧ください。合計面積 8,950.64 m²。これらを議案書記載の金額で機構に貸し付けるものです。

なお、番号 13 番から 95 ページの番号 24 番は、今ほどご説明いたしました番号 1 番から番号 12 番を機構から譲受人に転貸するもので、併せてご報告するものです。

98 ページをご覧ください。今月は、田 60,028.63 m²、畑 353 m²を機構への貸借並びに譲受人へ転貸します。

この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第 5 項による農地中間管理権を設定するものであり、同法第 8 条第 3 項の事業規定に含まれるものであります。事務規定の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

今井聡 委員 はい。

議 長 今井委員。

今井聡 委員

3 番、今井です。何を聞きたいかと申しますと、契約の内容なんですが、公社との取り引きの場合は 1 反当り 12,000 円とかすこぶる安く取り引きされていると思うのですが、素の契約は毎年契約することになるのでしょうか。

今回のケースが 10 年続くわけではなく毎年毎年公社と契約をするということですよ。要は値切れするときに、例えば 1 俵 1 万 5 千円から 2 万円でしょという話、それを毎年公社と出し手と受け手と数字を決めるものやら、相手がいるので相手と決めるものやら。毎年何月とかで契約をするのでしょうか。

議 長 事務局。

藤田主査 はい。中間管理事業の契約ですが、契約期間は議案書に記載のとおりその期間が契約期間となりますので、単年度契約とはなりません。賃料についても議案書記載の金額で設定されることとなります。これにつきましては公社が決めるものでなくて出し

手と受け手で設定された金額となります。

今井聡 委員

私の聞き方が間違っていました。この金額は例えば10年間その数字のままとなるんですか。確か毎年変動するようなことも聞いた記憶があるんですけど。

議 長 事務局。

藤田主査 はい、お答えします。契約内容については申し出がなければこの内容で続きます。ただ、毎年1回、4月から6月に賃料の変更を申し込む期間がございます。そこで申請があったものについては変更できることになっております。

今井聡 委員

毎年変更はできると。ただそれは公社に対して上げてくれ下げてくれと片方だけで言うものではなく、まさしく両社が合意しなければならないということですね。そこで現状の相場と言いますか、ルールのようなものがあるんだろうと思うのですが、作り手は安く作りたい、出し手は高く貸したいと。例えば出し手が相場が上がっているんだから上げてほしいとなったとき、公社になにが術があるんでしょうか。

議 長 事務局。

藤田主査 はい、お答えします。先ほど賃料変更は公社への申請が必要と申し上げましたが、その中身については出し手と受け手双方の署名押印が必要となります。従いまして、見直しは可能ですが両者の合意したうえでの金額で公社に申請することとなります。

今井聡 委員

しつこいようで恐縮ですが、例えば1俵か1俵半かというところで、それをお金に換算すると今まで1万5千円ですよ。では来年から2万円ですねというのはあり得るということですよ、合意すればね。それは総会に出てこないということですね。

藤田主査 仰るとおりです。

今井聡 委員

分かりました。

加藤健一 委員 はい。

議 長 加藤代理。

加藤健一 委員

今の関連になるか分かりませんが、今回米価が上がった訳ですね。それで農家2、3軒から相談がありました。今回米価が上がったので賃借料も上げた方が良いんじゃないかという話でした。

ただ私は、例えば10年間の契約であれば、たった1回上がったからと言って上げる、1回下がったと言って下げるという訳にはいかないだろうと。契約なのでその10年間はその価格でいくべきだと助言しておきましたけど、借りている人が米価が上がったからもう少し払おうとか言うのは。出し手と受け手の話し合いで一応は10年間の契約を結んだのだから、その通りにやってくださいと助言いたしました。

議 長 他にありませんか。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、採決を行います。

「農地中間管理事業案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「農地中間管理事業案件」は、原案のとおり決定されました。

8 報告事項

議 長 続きまして、日程8、報告事項であります。

「報告第1号・農用地利用集積等促進計画（移転）について」事務局より説明をお願いします。

藤田主査 はい、議長。

議 長 藤田主査。

藤田主査 はい。議長説明いたします。

101ページをご覧ください。今回は、耕作者の変更が3件となります。

議案書のなかで、譲渡人の欄に記載されているのは、農地の所有者ではなく現在の耕作者です。そして、譲受人の欄に記載されているのが新しい耕作者であります。

番号1番から番号3番まで、それぞれを新しい耕作者に変更するものです。

なお、耕作者の変更の場合、契約年数は今の契約の残り期間とし、金額も現在の契約の額を引き継ぐことになります。

以上、ご報告いたします。

議 長 ただいまの説明につきまして、ご質問はございませんか。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、続きまして、「報告第2号・農業委員及び農地利用最適化推進委員の応募状況について」事務局より説明をお願いします。

渡辺次長 はい、議長。

議長 渡辺次長。

渡辺次長 令和7年度以降の農業委員と農地利用最適化推進委員の募集につきましては、委員の皆様からご協力いただきまして、後任者の応募・推薦をいただき大変ありがとうございました。

それでは私の方から、10月31日現在の農業委員・推進委員の応募状況についてご説明いたします。

107ページをご覧ください。まず、農業委員の応募状況ですが、定数19名に対して、10人、農地利用最適化推進委員が定数29名に対して、21人となっております。これはすでに応募または推薦をいただいている方の数を記載しております。

108ページには詳しい応募、推薦状況を記載しております。ほとんどのところで留任または交代が決まっているんですけども、書類の提出がまだされていないものについては数には含まれておりません。

従いまして、募集の期間を本日10月31日までとしておりますが、書類がまだ提出されていないことから募集期間を延長して引き続き書類の提出を待とうと考えております。具体的には11月15日までを延長期間として、全員の応募、推薦をお待ちしたいと思っております。

なお今後、選任に関する予定ですが、11月下旬に第1回農業委員候補者評価委員会、12月中旬に第2回目の農業委員候補者評価委員会と農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を開催する予定となっております。

その後、農業委員については、2月議会の人事案件で承認されたのち4月1日付けで市長から任命され、推進委員については、同じく4月1日付けで農業委員会から委嘱されるという流れとなります。説明は以上になります。

議 長 ただいまの説明につきましてご質問はございませんか。

権平孝男 委員 はい。

議 長 権平委員。

権平孝男 委員

9 番、権平です。いま募集期間を延ばすということですが、いつまでになりますか。

議 長 事務局。

渡辺次長 はい、お答えします。11 月 15 日までとしたいと考えております。

権平孝男 委員

それはここでの話ですか。

議 長 そうですね、まだ全員が揃っておりませんので。

権平孝男 委員

今日の応募、推薦されたのは、書類が出た日で書いてあるんですか。

渡辺次長 書類が出たものを「済」と記載しております。

権平孝男 委員

留任なのにまだ出てない人もいます。本来は 9 月に案内をして 10 月末になっている訳だ。本来は 10 月末に出さんきゃいけないんでしょ。どういう風に考えているんだか。やはり期日は守らんきゃならないんでしょ。集落でまだ決まらなくてやむを得ないというのはいしょうがないけれど。

議 長 申し訳ありません、責任あり立場の私のところもそうなので。私の場合、この話は 9 月にもう話がしてあったのですが、どの方とは申し上げませんが、その方が日にちを確認していなかったということで、時間がかかったと最近聞きました。そういったことなどもあってこういう状況になっていると思っています。

責める訳にもいきませんし、なるべく良い形になればと思っています。そこら辺はご了承いただきたいと思います。

権平孝男 委員

そしたらさ、期日なんて要らないということでしょ。

議 長 そういう極端なことではちょっと。期日は決まっていたけど一部の地域で時間がかかったということで、地域に委員がいないという訳にはいかないの、農地を守るという意味でも皆さんの声を集めていかないといけないんですから。そこは協力をいただきまして、日にちを延ばすということであります。ご理解いただけるでしょうか、よろしくお願いいたします。

小泉和吉 委員 はい。

議 長 小泉委員。

小泉和吉 委員

この期日を 15 日まで伸ばすというのは、簡単に決めていいものなのか。採決をとるべきではないですか。

議 長 事務局。

渡辺次長 募集期間につきましては、Q & A というものがありまして、おおむね 1 カ月は取りなさいとなっております。そして候補者が定数に満たない場合についても、市町村長は定数を満たす努力をする必要があると。例えば期日を延長することとなっております。市長は定数を満たす努力をなさ、ということで 2 週間の延長を決定したということになりますので、事務局で延長するものです。

小泉和吉 委員

一方的にそちらで決めて、我々の賛同を得ないということで良いんですか。

酒井美奈子 委員 はい。

議 長 17 番、酒井です。私の地域では農家組合長を集める日が来月の 10 日ということなんです。そこで皆さんから了解をいただく場が 11 月 10 日なんです。それで事務局へは了解を得てから書類を提出することを申出をしてあります。皆さんには言わないで申し訳ありません。そういったこともあって期日を延ばしているんだと思います。

議 長 それは分かりました。いまは事務局としての返答をお願いします。

松尾局長 はい、議長。

議 長 松尾局長。

松尾会長 様々なご意見ありがとうございます。まず書類が揃っていないという点でございますけれど、事務局から各委員の皆さまへ状況をお問い合わせをさせていただきました。

それぞれのご事情もあるのかなとというところで、こういう形のご理解をいただければと思います。

それと、期日の延長することについて総会に諮らなくていいのかという点でございます。揃わなかったときの対応につきましては期日を延長する形での対応を考えている旨の説明をあらかじめしていたような気もするんですが、その辺があいまいになったのかも知れないんですけれど、この後ですね市長部局での候補者の選定及び 2 月議会への議案の提出、これらのスケジュールを考えると 11 月 15 日がひとつの期限だ

ろうと事務局で考えておりました。

これにつきましては、総会でお諮りをして結論をいただく案件ではないと私共では考えておりましたので報告をさせていただきましたのが、それにつきましてももう少し長くした方が良いんじゃないかとか、短くした方が良いんじゃないかとかというご意見がありましたらお聞かせをいただければと思っておりますけれど、15日とした理由としましては今ほど申し上げました今後のスケジュールの都合もありまして設定をさせていただいたところであります。以上です。

議 長 他にありませんか。

大槻彰吉 委員 はい。

議 長 大槻委員。

大槻彰吉 委員

関連してなんですけど、公募制になったのは9年前くらいでしたよね。それで公募制になったときの、酒井さんから事情のお話がありましたけど、その公募制でのいわゆる自分で応募するということができる訳ですよ。当然ながら。

一方で酒井さんのご事情も私も似たような話がありますが、この農業委員や推進委員ですが、地域によって非常に状況が違ってくると思ってるんですよ。私どもについて9年前に地域互選というか4カ村、農家組合なんかで話し合いをする機会があったんですよ。ところが公募制になってからはその云々というのは私ども地域では全くないんですよ。

だから私も今後の在り方というものも話し合いをする機会を設けようかなと思っております。

私の質問は、公募となった時点で8月から募集ですよ。これね、時季的に地域で話し合いをするような時季ではないですよ。これは私がルールを守ってないのは私自身の、まあ今日はハンコ押して書類持っている次第なんですけど、この農繁期に集めるのは大変なんですよ。

今後の公募に当たって募集期間、議会のスケジュール等々もあろうかと思うんですが、その辺考慮しないと、今後考えていただきたいなということで、意見です。

議 長 ありがとうございます。皆さんそういう事情を抱えておられていると思います。今後検討する余地があると思いますので、事務局も検討をお願いします。

加藤健一 委員 はい。

議 長 加藤代理。

加藤健一 委員

過去の経緯を申しますと、公募の前、立候補制、公職選挙法でしたね。その時は 7 月が選挙の期間でした。大槻委員も言いましたが 9 年前から市長が選任にして議会にかけてというと、やはり 10 月にしないとうまくないということで 10 月になった訳です。

議 長 事務局。

松尾局長 はい、議長。

議 長 松尾局長。

松尾局長 大槻委員のご意見大変ありがとうございます。この制度になりまして 3 期 9 年になります。それで来年度からの委員の選任については 4 回目の公募となります。

加藤代理からも話がありました、選挙制度から新しい制度になって 9 年経つということで、今の実情にあった選任のしかたというものを検証して検討、必要であれば改めるという対応をしていく必要があると考えておりますので、またご意見等がありましたら聞かせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 他にありませんか。

小泉和吉 委員 はい。

議 長 はい、小泉委員。

小泉和吉 委員
定数というのは条例で決まっているんでしょうか。

議 長 事務局。

松尾局長 定数につきましては条例で決まっております。

小泉和吉 委員
それを削減するという方法はないんですか。

松尾局長 いまこの人数で五泉市として活動をしていくことが厳しいとか、実情に合わないということであれば改正の余地はあろうかとは思いますが。

小泉和吉 委員
改正というのは改選の年でないとダメってことですか。途中でやるという訳にはいかないんですね。

松尾局長 はい、改選に合わせての条例の改正ということになります。

小泉和吉 委員

応募人数が少ない場合はそういうことも考えられるということですね。

松尾局長 応募者が少ないから定数を減らすということではございません。

大槻彰吉 委員

いやだから今が時期なんですよ。いまご覧の通りなかなか揉めているところもあって、推進委員に関しても。小泉さんの意見に私も同感なんですが、これは適宜やらないと大変なんですよ。条例改正というのはですね。また3年後の話でいうと。実際これを無理して人間を埋めたところでどうなのかなと、活動もままならないような方に委嘱して。財政厳しいところから費用が出ている訳ですから、そういった観点もあると思うんです。

ですからその辺はこの状況のなかで判断してもらわないと、また3年間放置することになるので厳しい面もあります。これを機に本来であればこの議論は前もつてすべきなんで、定数条例に関してはね。でもここに来て当然間に合わないと思うので致し方ないんだけど、この記録を今後にとっておいていただいて、この3年間の間に議論していただきたいという意見です。

議 長 ありがとうございます。私もこの意見には賛同するところであります。他にありませんか。

権平孝男 委員

まだ期日を15日にするか決めてない。まだ事務局の案であって。

議 長 事務局。

松尾局長 はい、事務局としては11月15日までの期間延長ということで対応させていただきたいと思います。

議 長 報告だけで終わりにしますかという意見です。

松尾局長 はい、議決をいただく事項ではないと事務局では考えておりますが、先ほどご説明した15日が短いとか長いとかございましたらご意見をいただきたいと思います。

権平孝男 委員

俺はあんま延長っていうのは好きでないです。やはり守ることが大事なんで。

それと、小泉さんと大槻さんが言われたとおり、定数の問題。3年後というよりも、今日からどういう風な適正な数で次の3年後できるか検討していないと、また3年後の今頃になってわあわあってなるのだから、やっぱり19人が良いか21人が良いか分からないけれど、定数は削減する方向でいかないと。今日から考えていかないといけない。4月以降の新しいメンバーでも良いけれど。

議会についても、我々は2月議会にかかるけど、2月に条例改正っていうのは出来っこないんですか。それか6月議会とか9月議会1年くらい前に定数削減を。増やすのは簡単かも知れないけど減らすというのは大きな理由がないとできない訳でしょ。だから大変だろうけど事務局もここにいる皆さんもそういう頭でさ。まあ何人削減が良いか分からないけど検討していかなければならないのでは。

松尾局長 はい、議長。

議 長 はい、局長。

松尾局長 まず募集期間の延長でございますが度々で申し訳ありません。まず書類が出てきていないけれど「この人で」と決まっているところにつきましては、権平委員のおっしゃったように31日付で書類を頂戴するという形で書類を調整するというのも一つの方法だとは思いますが、地域によっては正式な決定が11月以降というところもございますので、今回につきましては募集期間を延長するという形で対応をさせていただきたいと思います。

それから小泉委員、大槻委員からもご意見がありました、人数の関係でございますけれど。本市の状況からこの人数では厳しいということであれば、人数を減らした形で対応していくことが可能なのかどうかとか、そういったところでのメリット、デメリットを情報収集しまして次期改選にあたっての課題という事で今後検討していきたいと考えております。ご理解のほどお願いいたします。

議 長 よろしいでしょうか。他にありませんか。

(質疑応答なし)

議 長 なければ報告事項を終了いたします。

(「まだある」の声あり)

議 長 失礼しました。続きまして、「報告第3号・農地利用最適化推進委員候補者評価委員会について」事務局より説明をお願いします。

渡辺次長 はい、議長。

議 長 渡辺次長。

渡辺次長 はい、それでは私の方から、農地利用最適化推進委員候補者評価委員会についてご説明いたします。

111 ページをご覧ください。推進委員の選任にあたっては、「農地利用最適化推進委員選任に関する規定」に基づき、農地利用最適化推進委員候補者評価委員会において候補者の審査を行うことになっております。

また、「評価委員会運営要綱」の第3条において、評価委員は農業委員7名で組織することとなっており、3年前の農業委員の改選に合わせ、すでに7名の委員が委嘱されております。この評価委員の皆さんから、推薦・応募された推進委員候補者について、提出された書類等をもとに評価し、意見を伺います。

農地利用最適化推進委員評価委員会は12月13日に開催したいと考えておりますのでよろしくお願いします。説明は以上になります。

議 長 ただいまの説明につきましてご質問はございませんか。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、報告事項を終了いたします。

以上で、本日の総会に提出されました議件及び報告事項の審議は終了いたしました。これをもちまして、令和6年第10回五泉市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後3時30分 閉会)